

江府町営住宅入居者 募集要項

【 武庫第2団地(第2号)】

江府町では、町営住宅の入居希望者を次のとおり募集します。

| 項目 | 内 容 |
|----|--|
| 1 | 団地名 武庫第2団地 |
| 2 | 場所 鳥取県日野郡江府町大字武庫498番地 町営武庫第2団地 2号 |
| 3 | 戸数及び規格 特定公共賃貸住宅 1戸 一戸建て(木造2階 91.00㎡) 4K+吹抜リビング 詳しくは別紙の間取りをご覧ください |
| 4 | 家賃等(月額) 家賃 37,000 円(月額) その他 駐車場使用料2,000円(2台まで駐車可) テレビ共聴負担金200円(テレビ共聴設備維持管理のため) |
| 5 | 敷 金 111,000 円 (家賃の3ヶ月分) |
| 6 | 築年月 平成12年3月 |
| 7 | 入居予定日 入居手続きが整い次第 (ただし、入居許可の日から10日以内に入居手続きを済ますこと) |
| 8 | 申込期間 随時募集 |
| 9 | 抽選日 抽選なし(先着順により入居者を決定する。) |
| 10 | 申込資格 現に同居し、同居しようとする親族(事実上婚姻関係にあるもの、婚約者も含む)がある者 収入基準 ^{※1} に該当する者 現在住宅を所有していない者、もしくは所有している住宅に住めない理由がある者 入居予定者全員が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 ^{※2} 」に規定する暴力団員でない者 |
| 11 | 申込に必要な書類 町営特賃住宅入居申込書【別添】 入居予定者全員の住民票(続柄の省略しないもの) 入居予定者全員の所得課税証明書(最新のもの) 住宅困窮証明書【別添】 誓約書(暴力団員でないことの誓約)【別添】 |
| 12 | その他 犬、ねこ等ペット類の飼育は禁止です 申込資格には全て該当する必要があります。1つでも該当しない場合は、審査時点でご遠慮いただくことがあります 入居には町内在住の連帯保証人の方の同意が必要です |
| 13 | 申込・問合せ先 日野郡江府町大字江尾475 江府町役場 住民課(☎ 0859-75-3223) |

注釈(※)は裏面をご覧ください。

※1 収入基準

「江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則 第3条より」

第3条 条例第6条の規定による入居資格の取得は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入居の申込をした日において所得が158,000円以上487,000円以下のもの
(自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるものに限る。)
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合においては、入居の申込みをした日において158,000円以上487,000円以下のものであること。

＜収入基準の算定方法＞

$$(\text{収入基準額}) = \frac{(\text{1年間の総所得額}^{\ast}) - (\text{控除額}^{\ast})}{12\text{ヶ月}}$$

※ 1年間の総所得額…1年間の総収入額から所得税法控除後の所得総額

※ 控除額…同居親族及び扶養親族(380,000円/人)、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(100,000円/人)、特定扶養親族(200,000円/人)、障がい者(270,000円/人)、特別障がい者(400,000円/人)、寡婦(夫)(270,000円/人)のそれぞれを足した総額

※ 収入基準額は、入居者全員分を足し合わせる。

※2 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不当行為等 別表に掲げる罪のうち国家交安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 (1)の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。